

令和8年2月18日時点

番号	質問項目	回答
1	令和7年度の本事業の仕様内容と今回の仕様内容の変更点をご教示ください。	<p>「5 研修内容」に、講義と演習を適切に組み合わせた構成とするとともに、ストレスマネジメントやアンガーマネジメントについての内容をカリキュラムに含めること及び演習の例等について追加しています。</p> <p><演習の例></p> <ul style="list-style-type: none">・事例検討・課題を提示しての討論・チェックリスト等を使用した自己評価・振り返り・実演やロールプレイ <p>また、別紙に記載している「達成目標」及び「高齢者虐待の発生要因」についても、各課程に応じて見直しを行っています。</p> <p>詳細については、今年度仕様書を参考に掲載しますのでご確認ください。</p>
2	これまでに同事業を実施する中で、県として課題と感じている点をご教示ください。	<p>参加者数は増加傾向にあるものの、参加事業所の種別は特別養護老人ホームが最多で、約半数を占めているのが現状です。より幅広い事業者への効果的な周知や、研修内容の充実を図ることで、事業種別の多様化を促し、さらなる意識醸成を図る必要があると考えます。</p>
3	過去3ヶ年の各課程における参加者数・属性等の実績値をご教示ください。	<p>研修の直近3か年の実績は以下のとおりです。</p>

○基礎課程

- ・ R 4年度修了者：135名（定員40名×4回）
- ・ R 5年度修了者：172名（定員40名×4回）
- ・ R 6年度修了者：170名（定員40名×4回）

○専門課程

- ・ R 4年度修了者：92名（定員40名×3回）
- ・ R 5年度修了者：122名（定員40名×3回）
- ・ R 6年度修了者：125名（定員40名×4回）

○指導者養成課程

- ・ R 4年度修了者：52名（定員30名×2回）
- ・ R 5年度修了者：135名（定員80名×2回）
- ・ R 6年度修了者：70名（定員40名×4回）

○管理者課程

- ・ R 4年度修了者：53名（定員40名×2回）
- ・ R 5年度修了者：81名（定員40名×2回）
- ・ R 6年度修了者：108名（定員40名×4回）

R 6年度研修の参加者属性実績は以下のとおりです。

○基礎課程

施設種別

特養	老健	GH	有料	サ高住	その他
96	20	17	7	4	26

職種

介護職	看護職	相談員	ケアマネ	管理者	その他
169	0	1	0	0	0

○専門課程

施設種別

特養	老健	GH	有料	医療院	その他
54	18	12	6	2	33

職種

介護職	看護職	相談員	ケアマネ	管理者	その他
108	3	5	2	7	0

○指導者養成課程

施設種別

特養	老健	GH	有料	サ高住	その他
27	17	4	4	2	16

職種

介護職	看護職	相談員	ケアマネ	管理者	その他
56	7	2	3	2	0

○管理者課程

施設種別

特養	老健	GH	有料	サ高住	その他
34	8	8	9	5	44

		職種					
		介護職	看護職	相談員	施設長	管理者	その他
		6	4	15	17	32	34
4	過去3カ年の本事業の研修案内チラシや研修資料、担当講師を可能な範囲でご教示ください。	<p>研修資料につきましては、参加者にのみ提供しているものとなりますので、公表は差し控えさせていただきます。</p> <p>なお、県で作成した研修資料（行政説明）は提供可能です。別途、今年度研修資料及び直近3か年の研修案内を掲載しますので、ご確認ください。</p>					
5	本事業に対する、県としてのアウトカム指標やアウトカム評価をご教示ください。	<p>高齢者権利擁護・身体拘束廃止研修受講者 660名</p> <p>※研修の募集定員（基礎課程 240名、専門課程 180名、指導者養成課程 120名、管理者課程 120名）を基に設定。</p>					
6	募集要項9（2）評価基準に対する配点はどのようになるのか、また審査員の人数等を差し支えない範囲で公表ください。	<p>詳細につきましては、公表を差し控えさせていただきます。</p>					
7	仕様書6「参集型のほか、オンラインによる研修の実施も可能とする」とありますが、これは参集型を実施し同時にオンラインが可能ということか、または参集型は実施せずにオンラインのみでの開催が可能ということが、どちらになりますでしょうか。	<p>参集型は実施せずにオンラインのみでの開催の方式でも構いません。ただし、講義と演習を適切に組み合わせた構成とする観点も考慮した上で提案を行ってください。</p>					
8	仕様書9修了証の交付について、修了証は紙媒体での交付が必要でしょうか。それとも電子データとなりますでしょうか。また、修了証書には千葉県押印等が必要となりますでしょうか。具体的な修了証書発行の手順をご教示ください。	<p>修了証は県において、紙媒体で知事印を押印したもの（氏名部分未記入のもの）をご用意いたしますので、受託業者において参加者の氏名部分等について印刷し、郵送または会場でのお渡し等により修了者へ発行してください。</p>					

9	<p>仕様書10 実績報告は各回の研修実施後は求められず、すべての研修及び付随する業務が終了した後に行うという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
10	<p>仕様書11 再委託の禁止について、講師については弊社所属社員ではなく、業務委託契約先の講師と連携して実施することは差し支えないでしょうか。</p>	<p>再委託については、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により千葉県の承諾を得ることとしていただければ差し支えありません。</p>
11	<p>仕様書「5 研修内容」【別紙】について 各研修課程に「研修時間」「開催回数」とありますが、以下いずれで捉えるのが適切でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修時間を回数で乗じて、年間複数回実施する ・研修時間を年間で満たすよう、各研修時間は開催回数で除して実施する <p>(例：基礎課程であれば、10 時間程度×4 回＝年間 40 時間程度実施か、2.5 時間程度×4 回＝年間 10 時間実施か)</p>	<p>各課程において、同一の研修を年間複数回実施することを想定しています。研修の修了に必要な時間は、別紙の「研修時間」に記載のとおりです。</p> <p>基礎課程であれば、10 時間程度（例：5 時間×2 日の日程）の研修を年 4 回実施する想定となります。</p> <p>1 回あたりの研修時間や日数については、適宜ご設定いただいて差し支えありません。ただし、拘束日数が多くなる場合は日程調整が難しくなり、応募者が少なくなる可能性があるほか、職員が研修に参加することによる施設・事業所の負担も考慮した上でご提案ください。</p>
12	<p>仕様書「8 費用」について 研修生は「原則として」1,000 円程度の教材費等に係る実費相当分を負担するとありますが、負担させる意図はどのようなものでしょうか。委託金額が上限以内であれば、研修生の自己負担が生じない運用は可能でしょうか。</p>	<p>「8 費用」については、教材を印刷し、製本する費用等に充てることを想定しています。</p> <p>委託金額が上限以内であれば、研修生の自己負担が生じない運用とすることも差し支えありません。</p>